

福岡県公報

平成30年3月16日
第3975号

目次

告示 (第218号-236号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	7
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	7
○自然公園法に基づく生態系維持回復事業計画の策定	(自然環境課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○意見募集の結果の公示	(生活衛生課)	8

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅計画課)	10

告示

福岡県告示第218号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	一般国道	211号	前	朝倉郡東峰村大字小石原1362番1先から朝倉郡東峰村大字小石原1328番3先まで	7.8 ～ 20.8	139.4
			後	朝倉郡東峰村大字小石原1362番1先から朝倉郡東峰村大字小石原1328番3先まで	7.8 ～ 19.2	139.4

福岡県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	久留米小郡線	前	小郡市三沢3001番5先から 小郡市三沢2961番1先まで	10.3 ～ 10.3	103.0
			後	小郡市三沢3001番5先から 小郡市三沢2961番1先まで	10.3 ～ 22.5	108.0

福岡県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米小郡線	小郡市三沢3001番5先から 小郡市三沢2961番1先まで

福岡県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	福 土 富 線	前	築上郡上毛町大字西友枝 940番1先から 築上郡上毛町大字西友枝 3409番先まで	5.0 ～ 20.4	1,207.0
			後	築上郡上毛町大字西友枝 940番1先から 築上郡上毛町大字西友枝 3409番先まで	5.0 ～ 27.8	1,207.0

福岡県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福 岡	猪 野 土 井 線	糟屋郡久山町大字山田1332番1先から 糟屋郡久山町大字山田1360番3先まで

福岡県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県道	板 付 牛 頸 線 筑紫野	前	春日市大土居一丁目111番先から 春日市大字下白水209番403先まで	22.0 ～ 24.8	7.0
			後	春日市大土居一丁目111番先から 春日市大字下白水209番403先まで	22.0 ～ 22.0	

福岡県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県道	勝 野 下 境 線	前	鞍手郡小竹町大字御徳2040番1先から 鞍手郡小竹町大字赤地1151番1先まで	11.5 ～ 22.2	586.0
			後	鞍手郡小竹町大字御徳2040番1先から 鞍手郡小竹町大字赤地1151番1先まで	11.5 ～ 20.2	

福岡県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	勝 野 下 境 線	鞍手郡小竹町大字御徳2040番1先から 鞍手郡小竹町大字赤地1151番1先まで

福岡県告示第226号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 起業者の名称
福岡市
- 事業の種類
福岡市志賀公民館等複合施設改築事業
- 起業地
 - 収用の部分
福岡県福岡市東区大字志賀島宇小路地内
 - 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由
 - 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第20

7号)による公民館」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

公民館は社会教育法第21条第1項の規定により「市町村が設置する」こととされており、また、老人いこいの家は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する普通地方公共団体が設置する公の施設に該当するため、福岡市は本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。

また、福岡市は平成29年度一般会計予算により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、福岡市が同市東区大字志賀島字小路地内において、福岡市志賀公民館（以下「志賀公民館」という。）及び福岡市立志賀島老人いこいの家（以下「志賀島老人いこいの家」という。）の複合施設を建設するものである。

志賀公民館は、平成2年度に建設された100坪規格の公民館であるが、自動扉やエレベーターが未整備である等、施設のバリアフリー化がなされておらず、現行施設規模基準の150坪規格の公民館に比べて機能的に著しく劣っていることにより、公民館活動に支障を来している状況にある。

また、志賀島老人いこいの家は、昭和51年度に建設された軽量鉄骨プレハブ造の建物であるが、老朽化が著しい上に狭あいであり、志賀公民館と同じくバリアフリー化がなされていないため、高齢者福祉活動に支障を来しており、地域コミュニティ活動が十分に行われていない状況にある。

そこで、福岡市においては、両施設の改築の時期が重なったこと、土地の有効利用及び施設の相互利用が図られることなどに鑑み、両施設を複合化した施設を整備することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、各種の社会教育活動及び高齢者福祉活動を積極的に推進することにより、青少年、高齢者等に生きがいを提供し、生活文化の振興、社会福祉の増進、地域住民相互間の連帯意識の高揚等に大きな成果を上げることができ、また、両施設の相互利用が図られるほか、志賀島

校区のコミュニティ活動の拠点施設として、今後の地域活性化の展開の中心となることも期待できるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は確認されておらず、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民の利便性、環境、事業費の面等3案について検討を行った上で、住民の利便性が高く、環境が良好であり、事業費も3案中最小となる、社会的、経済的及び技術的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、両施設ともに住民の利用に支障を来しており、住民からも改築等の要望が出されていることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった福岡市志賀公民館等複合施設改築事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市東区役所（総務課）

福岡県告示第227号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市八幡東区大字大蔵字原田3607の1、河内三丁目3600の3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字原田3607の1（次の図に示す部分に限る。）、河内三丁目3600の3（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第228号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
宮若市縁山畑字縁山口277・278（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第229号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
八女市星野村字青岩18532の3、18546の21
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
一般送配電事業用地とするため

福岡県告示第230号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けた

ので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
築上郡上毛町大字西友枝3435の3、3436の3
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年5月29日福岡県告示第526号八女都市計画下水道事業八女市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
八女市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
筑後中央広域都市計画下水道事業八女市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成10年12月25日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成27年5月29日福岡県告示第526号の事業地に次の区域を加える。
八女市 亀甲 字前牟田、字黒牛の各字の全部並びに字僧都、字北原の各字の一部
室岡 字二反田の全部並びに字井砂、字東中ノ沢、字西中ノ沢、字駄渡

瀬の各字の一部

蒲原 字前牟田、字稜坂ノ上の全部並びに字小坂ノ上の一部

龍ヶ原 字若草、字三本松、字中郷、字久里、字緑野、字日ノ出の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第232号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年12月4日福岡県告示第956号筑後都市計画下水道事業筑後市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
筑後市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
筑後中央広域都市計画下水道事業筑後市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成10年10月23日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成27年12月4日福岡県告示第956号の事業地に次の区域を加える。
筑後市 大字長浜 字一町野、字半屋敷、字幸ノ木、字半別当、字沓形、字吉原、字十万、字鑑、字南十万、字上牟田々、字中須、字舟底の各字の全部並びに字楮原、字屋敷裏、字元屋敷、字西畑、字牟田々、字宿道、字下宿道の各字の一部
大字徳久 字川原田、字中牟田の各字の一部
大字山ノ井 字野田、字川口の各字の一部

- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年9月30日福岡県告示第820号瀬高都市計画下水道事業みやま市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称

みやま市

- 2 都市計画事業の種類及び名称

筑後中央広域都市計画下水道事業みやま市公共下水道

- 3 事業施行期間

平成12年9月22日から平成33年3月31日まで

- 4 事業地

- (1) 収用の部分

平成26年9月30日福岡県告示第820号の事業地に同じ

- (2) 使用の部分

なし

福岡県告示第234号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成28年6月21日福岡県告示第525号広川都市計画下水道事業広川公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称

広川町

- 2 都市計画事業の種類及び名称

筑後中央広域都市計画下水道事業広川公共下水道

- 3 事業施行期間

平成11年5月12日から平成33年3月31日まで

- 4 事業地

- (1) 収用の部分

平成28年6月21日福岡県告示第525号の事業地に同じ

- (2) 使用の部分

なし

福岡県告示第235号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第38条第2項の規定に基づき、耶馬日田英彦山国定公園英彦山及び犬ヶ岳生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

耶馬日田英彦山国定公園 英彦山及び犬ヶ岳生態系維持回復事業計画

- 1 生態系維持回復事業の目標

本事業は、自然植生に対するシカの採食圧を軽減することにより、絶滅危惧植物の保全と森林の再生を進め、耶馬日田英彦山国定公園の生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。

- 2 生態系維持回復事業を行う区域

耶馬日田英彦山国定公園（福岡県地域）英彦山及び犬ヶ岳地区

- 3 生態系維持回復事業の内容

- (1) 生態系の状況の把握及び監視

- (2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

- (3) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

- (4) 前各号に掲げる事業に必要な調査等
- 4 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
 - (1) 生態系維持回復事業計画の評価及び見直し
 - (2) 生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携
 - (3) 生態系維持回復事業の実施体制

福岡県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築 県道	犀 川 前 線	犀 川 前 線	前	築上郡築上町大字寒田1993番11先から 築上郡築上町大字寒田1985番1先まで	5.7 ～ 11.0	216.0
			後	築上郡築上町大字寒田1993番11先から 築上郡築上町大字寒田1985番1先まで	5.7 ～ 11.0	216.0
			後	築上郡築上町大字寒田1993番11先から 築上郡築上町大字寒田1985番1先まで	8.5 ～ 24.3	200.0

公 告

公告

特殊形態営業に関する取扱要領の改正案について、平成29年12月9日から平成30年1月8日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成30年2月28日に改正しました。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

保健医療介護部生活衛生課食品衛生係

電話：092-643-3280

メールアドレス：hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年3月5日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スパイシーモール新飯塚

(2) 所在地 飯塚市立岩字黒ノ本964番32、字帯田1049番11

3 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称 仮称 スパイシーモール新飯塚

所在地 飯塚市立岩字黒ノ本964番32、字帯田1049番11

(変更後)

名称 スパイシーモール新飯塚

所在地 飯塚市立岩字黒ノ本964番32、字帯田1049番11

- 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社フードウェイ 代表取締役 後藤 圭介 福岡市西区小戸三丁目24番53号	株式会社フードウェイ 代表取締役 後藤 圭介 福岡市西区小戸三丁目24番53号
他未定	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
	株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役 村上 正一 広島県広島市西区井口明神一丁目1番10号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ニトリ直方店

(2) 所在地 直方市大字下境599番7 他

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

ニトリ直方店（予定）は、可燃性物品を多く収容する大規模小売店舗であり、かつ、不特定多数の人が出入りする施設である為、防火水槽40t級の設置を要望する。

また、建設予定地の周囲には消火栓300mmがあるものの、主要地方道路田川直方線を挟んだ東側のみに集中しており、車両の交通量も多いことから、ニトリ直方店

（予定）敷地内への設置を要望する。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
三橋南部土地改良区	平成30年3月7日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋字松原77番20及び77番25
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区箱崎ふ頭三丁目9番13号
株式会社橋本組
代表取締役 橋本 直樹

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市福童字町337番4及び338番11から338番13まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号

一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市一木字新替1126番、1128番2、1130番、1132番1、1132番2、1134番1、1135番1、1136番1、1136番4及び1136番5並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉市一ツ木1148番地の1

株式会社ドラックストアモリ

代表取締役 森 信

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市綱分字池部667番1及び667番13から667番34まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市仁保232番地7

高栄土地開発株式会社

代表取締役 縄手 鈴枝

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

平成30年3月16日

福岡県知事 小 川 洋

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
一般社団法人生活支援センター結	久留米市東町25番地30	久留米市東町25番地30	平成30年2月14日
特定非営利活動法人ライフサポートネットワーク	福岡市南区井尻四丁目2番45号	福岡市東区香住ヶ丘二丁目5-7-101	平成30年2月14日